

京都市指定下水道工事業者規程第2条第2項に規定する京都市指定下水道工事業者の指定の申請方法等に関し、次のとおり定めます。

平成16年5月24日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 京都市指定下水道工事業者の指定に関する申請書の提出期間

平成16年7月1日から同年7月30日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

なお、正午から午後1時までを除く。

2 京都市指定下水道工事業者の指定に関する申請書の提出場所

京都市上下水道局下水道部管理課

3 京都市指定下水道工事業者の指定に関する申請書用紙の交付方法等

(1) 京都市指定下水道工事業者の指定に関する申請書用紙の交付場所

京都市上下水道局下水道部管理課

(2) 京都市指定下水道工事業者の指定に関する申請書用紙の交付期間

平成16年6月1日から同年7月30日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

なお、正午から午後1時までを除く。

4 京都市指定下水道工事業者の指定に関する申請書の提出方法

京都市指定下水道工事業者の指定を受けようとする者は、上記2の提出場所に持参しなければならない。

5 問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町1-2番地

京都市上下水道局下水道部管理課（京都市上下水道局本庁舎7階）

電話 075-672-7822

（上下水道局下水道部管理課）